

中村会計だより 秋号



令和5年10月1日より 消費税インボイス制度導入へ

通称「インボイス制度」といわれる新しい制度の正式名称は、「適格請求書等保存方式」です。
 「インボイス」とは「適用税率や税額の記載を義務付けた請求書」のことをいいます。
 「インボイス制度」はこの「記載義務を満たした請求書」によって消費税を計算する方式です。

～「適格な請求書」とは～

現在の「区分記載請求書等」の記載事項は次の5つです。

1. 発行者の氏名又は名称
2. 取引年月日
3. 取引内容（軽減税率の対象にはその旨）
例…※マークを付したもののは軽減税率の対象です。
4. 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
5. 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
小売業・飲食業等、不特定かつ多数の者に対して資産の譲渡等を行うものである場合には省略が可能です。



これが「適格請求書」の導入により、下記の記載事項へ追加・変更されます。

6. インボイス制度の登録番号
7. 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
8. 税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）

「適格請求書」を発行するためには「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

～適格請求書発行事業者（登録事業者）になるには～

登録事業者として登録を受けるには、登録申請書を提出する必要があります。
 令和5年10月1日から登録を受けるためには原則として令和5年3月31日までに登録申請書を所轄税務署長に提出する必要があります。受付は、令和3年10月1日より開始されます。

ただし、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき「困難な事情」がある場合において、令和5年9月30日までに登録申請書にその困難な事情を記載して提出し税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされます。



～問題点（請求書を受け取る側）～

インボイス制度導入による改正で最も問題となるのが、「適格請求書」を発行できない事業者からの仕入れは「仕入税額控除ができない」という点です。（経過措置あり後述）

これまでの区分記載請求書等保存方式においては、事業者が課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存している場合において、仕入税額控除が適用されていました。

しかし、インボイス制度導入により「仕入税額控除」の要件が「適格請求書」でなければならないとされたため、より厳しく規制されることになります。

これにより会社は、材料の仕入先から経費の支払先まで「適格請求書」を発行できる事業者を選定し直さなければならぬかもしれません。

～問題点（請求書を発行する側）～

一番影響が出るのが免税事業者の方です。フリーランスの方や個人事業主など、年間の売上高が1,000万円未満の方は消費税の免税事業者となっているケースがほとんどです。「適格請求書」を発行できるのは「消費税の課税事業者」だけですから、取引先から頼まれても免税事業者の場合「適格請求書」を発行することができません。

取引先から「適格請求書を出してほしい」と言われても免税事業者であるため発行が出来ず、取引を見送られる（他社に変更される）可能性が出てきてしまうのです。

～免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合～

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、消費税課税事業者選択届出書の提出を不要とする経過措置があり、令和5年3月31日までに登録申請書を提出すれば、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者である課税事業者となります。

免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以後に登録を受ける場合には登録申請書及び課税事業者選択届出書を提出する必要があります。（その翌課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までの提出が必要です。）

～免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について～

適格請求書等保存方式の導入後は免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入れ税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

令和8年9月30日まで80%控除可能、令和11年9月30日まで50%控除可能、
令和11年10月1日からは控除不可。

※経過措置の適用を受けるためには区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存が必要です。

ネットで便利に納税証明書



令和3年7月から納税証明書の申請～受取までの手続きを、ご自宅やオフィスで完結できるようになります。

①インターネットで請求（来署不要）

e-Taxを使い、自宅やオフィスのPCで納税証明書請求データを作成します。「納税証明書の交付請求書(電子交付用)」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信してください。

※送信及びe-Taxのメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。申請後、e-Taxのメッセージボックスに発行準備が整った旨を通知します。

②PDFファイルで受取

e-TaxのメッセージボックスにスマートフォンやPCでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)をダウンロードします。

※電子納税証明書(PDFファイル)は何度でもお使いいただけます。



③自分で印刷

ダウンロードした電子納税証明書(PDFファイル)は、自宅やオフィスのプリンターから印刷ができます。また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷する事もできます。(別途印刷料金がかかります)